

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	前払式支払手段に係る制度整備	
担当部局	金融庁総務企画局企画課調査室 電話番号: 03-3506-6000(内線3529) e-mail: RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	平成21年3月5日	
規制の目的、内容及び必要性等	【目的・必要性】 現行の前払式証券規制法においては、紙・IC型前払式支払手段については適用が及び、サーバ型前払式支払手段については適用が及ばない。同様の機能を有するにもかかわらず、金額の記録(価値の保存)の仕方の違いにより規制が異なることは、利用者保護の観点から問題があるとともに、事業者間のイコール・フットディングが図られず、経済活動にバイアスが生じるおそれがある。このほか、自家型前払式証券の発行者(自家型発行者)については、第三者型前払式証券の発行者(第三者型発行者)に比べて、業務改善命令を行うことができないなど監督規定が十分に整備されておらず、発行者の破綻時の還付率が低い事例がある等の問題が生じており、制度整備が必要である。	
	【内容】 現行の前払式証券規制法の適用対象である紙型・IC型の前払式支払手段に加え、サーバ型前払式支払手段を法の適用対象とし、紙型・IC型前払式支払手段と同様の規制を課すほか、前払式支払手段について現行の枠組みを維持しつつ、自家型発行者に対する監督規定の整備等、所要の制度整備を行う。	
	法令の名称・関連条項とその内容	資金決済に関する法律第2章
想定される代替案	サーバ型前払式支払手段の発行者を含め、第三者型発行者について届出制とする。なお、その他の事項は原則として本案と同様とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	【現行の前払式証券規制法の前払式証券発行者】 原則として新たな費用は発生しない。ただし、自家型発行者に対して立入検査、業務改善命令等が行われた場合、その対応費用が発生する。	【現行の前払式証券規制法の前払式証券発行者】 本案と同様。
	【サーバ型前払式支払手段の発行者】 登録申請・届出に係る事務費用、表示義務に係る費用、発行保証金の供託等に係る費用(資金調達に要する費用や資金使途が制限されることによる機会費用を含む)、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。	【サーバ型前払式支払手段の発行者】 届出に係る事務費用、表示義務に係る費用、発行保証金の供託等に係る費用(資金調達に要する費用や資金使途が制限されることによる機会費用を含む)、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。
(行政費用)	新たに規制対象となるサーバ型前払式支払手段の発行者の登録・届出に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。	新たに規制対象となるサーバ型前払式支払手段の発行者の届出に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	第三者型前払式支払手段は多数者間の資金決済に係るものであり、決済手段としての確実性・信用の維持が強く要請されるものであるため、自家型前払式支払手段に比して不適格な事業者を排除できない場合に発生する社会的費用がより大きくなると考えられるが、登録制に比して届出制とした場合、行政機関が事前に審査を行うことができず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な発行者を排除できない可能性が高まる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	現行の前払式証券規制法の適用を受けないサーバ型前払式支払手段を適用対象とすることにより、サーバ型前払式支払手段に係る発行保証金の供託等による利用者の資産保全など、利用者保護が図られる。	原則として本案と同様。ただし、届出制とした場合、発行者は直ちに発行業務を開始できる一方、行政機関が事前に審査を行うことができず、不適格な発行者を排除できないため、その効果が減殺される可能性がある。

	また、現行の前払式証票規制法では立入検査や業務改善命令等の対象とならない自家型発行者について、行政機関がこれらの権限を行使して発行保証金の供託等が適切に行われているか確認可能となることにより、発行者破綻時に供託不足による利用者への払戻しがなされない可能性が減じられる。	本案と同様。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係 本案の場合、サーバ型前払式支払手段の発行者における登録申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する一方で、サーバ型前払式支払手段に係る発行保証金の供託等による利用者の資産保全など利用者保護等が図られる。この便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。</p> <p>(2)代替案との比較 第三者型発行者にとっては、届出制の場合、届出を行えば直ちに発行業務を開始することができる点が、登録制と比べて増加する便益である。 一方、利用者にとっては、情報の非対称性により、発行者が適格であるかどうか判断することは困難であると考えられるところ、届出制の場合、行政機関が事前に審査を行うことができず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な発行者を排除できないため、破綻時等に予想されざる被害が及ぶ可能性が高まることとなる。第三者型前払式支払手段については、利用者以外にも加盟店など関係者も多く、不適格な発行者による社会的影響は自家型前払式支払手段よりもはるかに大きいと考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項 レビューを行う時期又は条件	金融審議会金融分科会第二部会報告書「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」(平成21年1月14日公表) 資金決済に関する法律案の施行後5年を経過した場合において、この法律案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考	—	